

「奈良市感染症予防計画(案)」に対する意見募集の概要について

募集期間:令和5年12月22日(金)から令和6年1月22日(月)まで

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。この改正により、保健所設置市である奈良市においても、国の指針及び県の予防計画に即して予防計画を策定することとなりました。この計画は市の実情を踏まえ、今後の感染症の予防及びまん延防止を効果的かつ総合的に推進することを目指しています。

このたび、「奈良市感染症予防計画(案)」を作成しましたので、市民の皆様に公表し、広くご意見を募集します。

1 公表する計画案

- ・奈良市感染症予防計画(案)

2 公表の方法

保健予防課(はぐくみセンター4階)、総務課(市役所 北棟5階)、出張所(西部、東部、北部)及び行政センター(月ヶ瀬、都祁)で公開します(意見募集の期間午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日、祝日は除きます。)

なお、市のホームページ(<http://www.city.nara.lg.jp>)でも閲覧できます。

3 意見募集の期間

令和5年12月22日(金)から令和6年1月22日(月)まで(必着)

4 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5 意見の提出方法

「奈良市予防計画(案)に対する意見」と明記の上、次の項目を記載した書面を、保健予防課へ郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

様式は自由ですが、別紙『「奈良市感染症予防計画(案)」に対する意見提出用紙』に記入の上、提出していただくこともできます。

【記載いただく項目】

(1) 提出される方に関する事項

- ・氏名、住所、郵便番号、電話番号、年齢(団体の場合は、所在地、団体名、代表者及び担当者の氏名、電話番号を記載)
- ・上記4「意見を提出できる個人及び団体」(1)～(5)のうち該当する区分

(2) 意見の内容

- ・意見の対象箇所がわかるように、該当ページ、該当箇所を明記してください。
- ・意見の内容は日本語で記載してください。

なお、意見の提出に当たっては、次の点にご留意ください。

- ※電話等口頭による意見、匿名によるご意見は受付できません。
- ※提出された原稿等は、返還できません。

6 意見の取扱い

- ・ 提出された主な意見の要点を整理したうえで、それに対する市の考え方、並びに案を修正した場合はその内容及び理由を公表します。
- ・ 意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
- ・ 意見を提出された方への個別の回答は行いません。
- ・ 意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。なお、意見を提出された個人に関する情報は公表しません。

7 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8122

奈良市三条本町13番1号

奈良市 健康医療部 保健所 保健予防課 (はぐくみセンター4階)

電話:0742-93-8397

ファクシミリ: 0742-34-2486

電子メール:hoken-yobou@city.nara.lg.jp